

保育所



申請者	フリガナ	ミナミアルプスシ													
	法人等名称	南アルプス市													
	主たる事務所の所在地・連絡先	郵便番号		(400 - 0395)											
		山梨県	南アルプス市小笠原376												
		電話番号	055	-	282	-	7293	FAX番号	055	-	282	-	6095		
E-mailアドレス															
法人等の種別	地方自治体					法人所轄庁									
代表者の職名・氏名	職名	市長				フリガナ氏名	ミナミアルプスシチョウ カネマルカズモト								
							南アルプス市長 金丸一元								
法人の設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日設立														
法人が実施している事業名															
事業所番号	1920851000099														
フリガナ施設名称	ミナミアルプスシリツシラネホイクシヨ 南アルプス市立白根保育所														
施設の所在地・連絡先	郵便番号		(400 - 0222)												
	山梨県	南アルプス市飯野1													
	電話番号	055	-	285	-	3603	FAX番号	055	-	285	-	3603			
E-mailアドレス															
園長の氏名・職名	フリガナ氏名	ホサカ エイコ					職名	所長							
		保坂 栄子													
認可年月日	昭和	33	年	4	月	1	日	確認年月日	平成	27	年	4	月	1	日
連携施設の名称(地域型保育のみ)															
開所時間	2号3号	平日		7	時	30	分	~	19	時	00	分			
		土曜日		7	時	30	分	~	18	時	30	分			
		日曜日			時		分	~		時		分			

保育所



休園日 <small>夏季休園日 月 日～月 日、 行事の振替休日 月第 曜日 のようにご記入下さい</small>		日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）										
		利用定員		2号認定		5歳児		4歳児		3歳児		合計
3号認定				2歳児		1歳児		0歳児		合計		
学級編制		5		学級（1学級当たり 19人）								
職員の状況	職種		主任保育士		保育士		調理員		その他職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	配置職員数	常勤	人	1人	9人	人	1人	人	人	人		
		非常勤	人	人	2人	人	0.5人	人	人	人		
	平均経験年数		調査中		調査中		調査中					
	医師（嘱託医）		有		内科医、歯科医の両方いる場合に「有」							
	教育・保育従事者1人当たりの園児数		6.9		人（非常勤職員は常勤換算して算出）							
常勤職員の労働時間		7.75		時間								
施設設備	設備		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室	
	居室数/面積		1219.9 m ²		1室/18 m ²		1室/50 m ²		6室/468 m ²		1室/192 m ²	
	1人当たりの面積		13.73 m ² /人		m ² /人		4.16 m ² /人		6 m ² /人		2 m ² /人	
	園庭		設置場所			全体の面積			満2歳以上児1人当たり面積			
		敷地内			1239 m ²			15.88 m ² /人				



<p>運営方針</p>	<p>[1] 保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。 [2] 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 [3] 児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。</p>		
<p>教育・保育の内容</p>	<p>[1] 特定教育・保育及び時間外保育の提供 開所時間において、保育を提供 [2] 食事の提供 [3] その他保育に係る行事等</p>		
<p>子育て支援の実施状況 （実施している場合）</p>	<p>南アルプス市一時預かり事業実施要綱（平成17年2月17日告示第11号）に基づき、家庭における保育を支援し、もって児童の福祉の増進を図るため一時預かり事業を次のとおり行います。 非定型的保育サービス事業 保護者の就労形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり一時的に保育が必要となる児童に対する保育 緊急保育サービス事業 保護者の傷病、入院等により、緊急又は一時的に 保育を必要とする児童に対する保育 私的理由による保育サービス事業 私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童に対する保育</p>		
<p>教育・保育の提供内容に関する特色</p>	<p>南アルプス市保育目標 【心豊かに未来にはばたく子】 明るく 元気に思いやりのある子ども 自ら考えて行動し 意欲をもってやりぬく子ども 豊かな感性を持ち自然に親しむ子ども 白根保育所保育方針 ・健康な心と身体を育て自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。 ・他の人々と親しみ、支えあって生活するために自立心を育て人と関わる力を養う。</p>		
<p>利用料 （実費徴収・上乘せ徴収）</p>	<p>[1] 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料） 支給認定証を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をおしはらいいただきます。 [2] 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 [1] に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を負担していただきます。 給食費（主食費）...3歳以上児 その他（遠足等の園外保育・保育用品費・教材費・被服費・保護者会費・課外活動等の実費経費） [3] 延長保育料に係る利用負担 利用者負担に係る取扱いについては以下のとおりです。 ・保育標準認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間(18:30から19:00)の場合は1回につき100円です。 ・保育短時間認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間(16:30から18:30まで1回につき100円、18:30から19:00まで1回につき100円)です。</p>		
<p>苦情に対応する 窓口の状況</p>	<p>窓口設置の有無</p>	<p>苦情内容記録の有無</p>	<p>市町村への報告の有無</p>
	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>有</p>